

一般社団法人 日本物理療法学会 休会・復会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本物理療法学会(以下「この法人」という。)の定款第6,10,11条に基づき、この法人の会員の休会と復会について必要な事項を定める。

(休会)

第2条 休会とは、正会員の特例として、会員資格を継続させながら会員の権利と義務を一時的に停止させる制度である。

(休会の条件)

第3条 正会員が休会しようとするときには、その期間及び理由を記入した休会申込書と休会理由の根拠となる第三者による証明書(様式は問わない)を、事務局に提出しなければならない。ただし、期間は1年または2年とし、理由は次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- (1) 留学のため
- (2) 出産及び育児並びに健康上の理由のため
- (3) その他理事会が正当と認めた理由のため

2. 理事会が前条の期間及び理由を正当と判断して休会を承認したときは、当該会計年度の終了後から休会の期間を開始する。
3. 前条の規定にかかわらず、休会の繰り返いを妨げない。
4. 休会の取消を申し込むときは、当該会計年度の会費を納入しなければならないが、休会期間の会費納入は免除される。
5. 休会期間中は会員の資格を喪失しているものとする。
6. この規則に定める休会申込書の提出についてはインターネットを介する方法を含むこととする。

(復会)

第4条 復会とは、定款10条によってその資格を喪失したものが、この法人の会員に再びなることをいう。

(復会の条件)

第5条 定款第10条によってその資格を喪失した会員が、その資格の喪失の取り消しを申し込むときは、その資格の喪失から1年以内に支払義務を履行しなかった期間の会費を添えて、支払義務を履行しなかった理由を記入した復会申込書を、本会事務局に提出しなければならない。

2. 理事会が復会を承認しなかった場合には、復会申込書に添えて提出された支払義務を履行しなかった期間の会費は、これを返還する。
3. 休会した会員は、翌年度から自動的に復会する。
4. 休会中の会員で、年度途中からの復会を希望するものは理事会が定める復会申込書に必要事項を記入して事務局に提出しなければいけない。
5. この規則に定める復会申込書の提出についてはインターネットを介する方法を含

むこととする。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は理事会の決議を必要とする。

附則

この規則は令和2年12月10日から施行する(令和2年12月9日 理事会議決)。